

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年2月16日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

1 契約の概要

鶴ヶ峯中学校技術員室給湯管漏水修繕

2 履行(納品)場所

横浜市旭区鶴ヶ峰本町3丁目28番1号
鶴ヶ峯中学校

3 契約日

令和5年1月31日

4 履行日又は履行期間

令和5年2月2日から令和5年2月9日

5 契約金額

206,800円

6 契約の相手方(名称及び所在)

有限会社イワック
横浜市保土ヶ谷区仏向西25番3号

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

鶴ヶ峯中学校における技術員室の給湯管が破裂して漏水が確認されたため、学校運営に支障があると判断して緊急での修繕を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

有資格名簿に登録があり、過去に優良な実績がある当該業者にて、迅速な対応が可能であることから選定しました。

9 所管課

横浜市立鶴ヶ峯中学校